

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を売りたい（買りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）
の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ ~~今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）~~※農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年4月1日以降廃止されました。
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。
- ・ 蒲郡市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を、30日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

[住所：蒲郡市旭町17-1 蒲郡市役所 新館2階
TEL：0533-66-1127（直通）]

申請書の記入

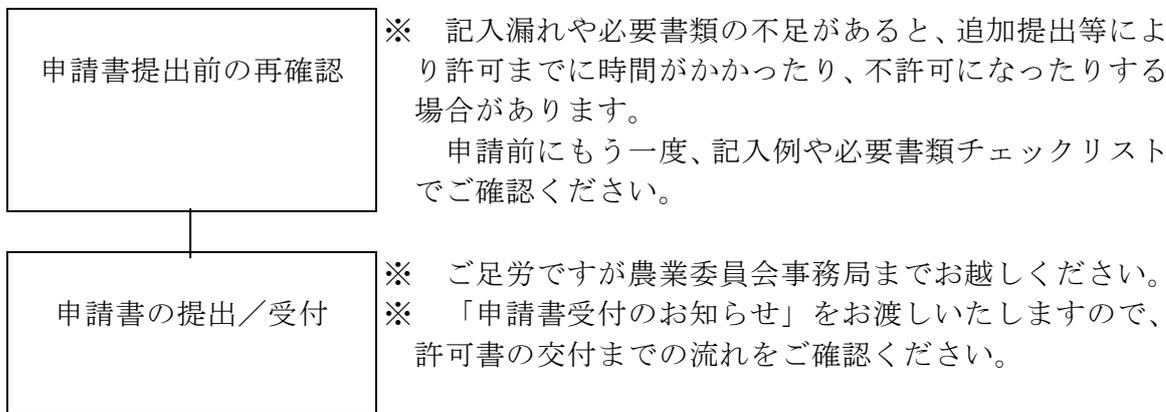
※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）をご記入いただきます。

なお、記入に当たっては別添の記入例を、ご参照ください。

必要書類の入手

※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。

なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。



農業委員会等の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。)

